

新たに「次期計画」に包含する「各関連計画」の概要と動向

1 ひとり親家庭等自立促進計画

(1) 概要

「ひとり親家庭等自立促進計画」は、ひとり親家庭やそれに準じる家庭の経済的自立と生活の安定を支援するための計画であり、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(母子父子寡婦福祉法)第12条及びそれに基づく国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という)を踏まえ策定するものです。

これまで、国においては、平成14(2002)年に「母子及び寡婦福祉法」などの関係法を改正し、総合的な母子家庭等の自立支援を進めてきました。また、平成26(2014)年10月には「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正され、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ひとり親家庭への支援施策を強化することとなりました。平成27(2015)年12月には、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を実施するための「すくすくサポート・プロジェクト」が、令和元年(2019)11月には、ひとり親家庭への就労支援や児童扶養手当制度の着実な実施などを重点施策とした「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、その後、令和5年12月に策定された「こども大綱」に包含されました。

さらに、令和2(2020)年3月には、「基本方針」の見直し、また、令和5(2023)年には「こども家庭庁」が発足するとともに、同年12月には「こども未来戦略」が閣議決定され、段階的にひとり親家庭に対する包括的な支援施策の拡充等が進められています。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- こどもの生活・学習支援事業等によるこどもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費等相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

○ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

(2) 関連する国・大阪府の動向

国の動向	
主な動向	その概要
平成 14 年 (2002)	「母子及び寡婦福祉法」「児童扶養手当法」等が改正。
平成 25 年 (2013)	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行。
平成 26 年 (2014)	<u>「母子及び父子並びに寡婦福祉法」</u> に改正
平成 27 年 (2015)	「すくすくサポート・プロジェクト (すべての子どもの安心と希望のプロジェクト)」とりまとめ。「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」と「児童虐待防止対策強化プロジェクト」のセット
令和元年 (2019)	子供の貧困対策に関する大綱の改正
令和 2 年 (2020)	「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針 (「基本方針」)」の見直し
令和 3 年 (2021)	非正規雇用労働者等に対する緊急支援策 (新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定)
令和 5 年 (2023)	こども家庭庁発足、こども未来戦略 (閣議決定)

大阪府の動向
● 平成16 (2004) 年から、4 次にあたる「<u>大阪府ひとり親家庭等自立促進計画</u>」を策定。就業支援や子育てをはじめとした生活面の支援、子どもの福祉の観点から、面会交流に向けた支援や養育費の確保などを6つの基本目標を柱とする。第 4 次計画は、令和2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 5 か年計画で、引き続き基本目標を踏襲。 ● <u>大阪府立母子・父子福祉センター (母子家庭等就業・自立支援センター)</u> (大阪府母子寡婦福祉連合会に委託) を運営し、電話や面接での各種相談のほか就職やキャリアアップに向けた支援等を行っている。 ● 令和3 (2021) 年から、大阪府「<u>養育費の履行確保等支援事業</u>」を開始。 ● 各年度において、ひとり親家庭や寡婦が利用できる制度や主な相談窓口をご案内するパンフレット「<u>ひとり親家庭の皆さんへのお知らせ</u>」の作成。

2 再犯防止推進計画

(1) 概要

「再犯防止推進計画」は、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「**再犯の防止等の推進に関する法律**」（再犯防止推進法）を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものです。

これまで、国においては、平成 28（2016）年 12 月に、再犯防止に関する基本的な施策を推進することを目的として「再犯防止推進法」を施行し、再犯防止のための包括的な支援体制が法的に整備されました。平成 30（2018）年には、国の「第一次再犯防止推進計画」が策定され、再犯防止のための具体的な施策が盛り込まれました。教育や就労支援、住居の確保、福祉サービスの提供などが重点的に推進され、再犯のリスクが高い人々に対する支援が強化されました。

さらに、令和 5（2024）年には、「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。この計画は、第一次計画に基づく施策の取組状況や課題を踏まえ、再犯防止の取組のさらなる深化・推進を目的とするもので、「刑事司法手続を離れて地域社会で生活する者に対する支援については、国が関与できる範囲が限定されるため、地域住民に対して、保健・医療・福祉など、様々な行政サービスを提供する地方公共団体が果たす役割が重要」であることが謳われ、「地域における再犯防止の取組を円滑に進めるためには、取組の羅針盤として地方再犯防止計画の策定が有効」であることが示されています。

2 7つの重点課題

第一次計画

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ **地方公共団体との連携強化等**
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

第二次計画

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ **地域による包摂の推進**
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

第二次計画における基本的な方向性

- 個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「**息の長い支援**」の実現
- 支援の実効性を高めるための**相談拠点**及び地域の**支援連携（ネットワーク）拠点**の構築
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて**地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進**するとともに**国・地方公共団体・民間協力者の連携**を更に強固にすること

(2) 関連する国・大阪府の動向

国の動向	
主な動向	その概要
平成 24 年 (2012)	「再犯防止に向けた総合対策」が決定。策定後 10 年間の取り組みで、「刑務所出所後 2 年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後 10 年間で 20%以上削減する」ことが目標
平成 28 年 (2016)	<u>「再犯の防止等の推進に関する法律」</u> （再犯防止推進法）が公布・施行。犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止を目的とする。
平成 29 年 (2017)	<u>「第一次再犯防止推進計画」</u> （閣議決定） 「10 の再犯防止アクション宣言」とりまとめ。第一次再犯防止推進計画のうち、重点的に取り組む 10 の主な施策を提示し、第一次再犯防止推進計画に盛り込んだ施策を効果的に実施
令和元年 (2019)	「再犯防止推進計画加速化プラン」決定。1. 満期釈放者対策の充実強化、2. 地方公共団体との連携強化の推進、3. 民間協力者の活動の促進に対応した取組を加速させることを目的
令和 5 年 (2024)	<u>「第二次再犯防止推進計画」</u> （閣議決定）。第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図ることを目的。

大阪府の動向
● 令和 2 年に「大阪府再犯防止推進計画」を策定。罪を犯した人たちが、地域社会において孤立することなく、再び地域社会を構成する一員とすることにより、再犯者の割合の抑制を企図。 ● 令和 3 年に「大阪府再犯防止推進協議会」を設置。再犯の防止等に関する施策を推進していくに当たり、国等の関係機関との連携強化を目的。 ● 各年度において再犯防止講演〔社会復帰(立ち直り)に関する講演〕の実施。 ● 入札や指定管理者選定における協力雇用主の評価により、罪を犯した人の雇用の促進を図る。 ● 「性犯罪者に対する心理カウンセリング」の実施。法務省から受託した地域再犯防止推進モデル事業として、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間実施

3. 成年後見制度利用促進計画

(1) 概要

「成年後見制度利用促進計画」は、「**成年後見制度の利用の促進に関する法律**」(成年後見制度利用促進法)に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

平成 28 (2016) 年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」においては、市町村の講ずる措置等が規定されており、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画(以下「国基本計画」という)を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。平成 29 (2017) 年に閣議決定された「国基本計画」では、市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることを求められています。

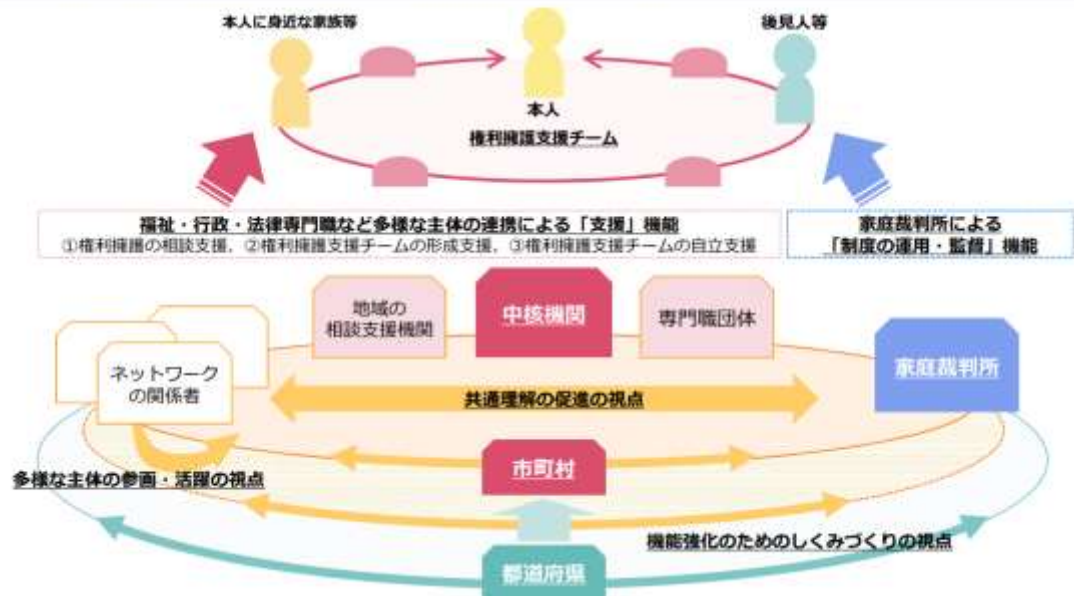
また、令和 5 (2023) 年には、国の「第二次成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、初期の計画に基づく施策の効果を踏まえた新たな取り組みが導入されました。この計画では、「地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める」ことなどが基本的な考え方として示されています。



出典： 厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」(令和4年3月)

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



13

出典： 厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」（令和4年3月）

（2）関連する国・大阪府の動向

国の動向	
主な動向	その概要
平成 12 年（2000）	平成 11 年の民法改正（施行は平成 12 年）により介護保険制度と同時に「 <u>成年後見制度</u> 」創設
平成 28 年（2016）	「 <u>成年後見制度の利用の促進に関する法律</u> 」施行
平成 29 年度～令和 3 年度（2017～2021 年度）	「 <u>成年後見制度利用促進基本計画</u> 」第一期。成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などが進む
令和 4 年度～令和 8 年度（2022～2026 年度）	「 <u>成年後見制度利用促進基本計画</u> 」第二期。特に小規模の町村などで進んでいない体制整備や、認知症高齢者が増加する 2025 年には権利擁護支援のニーズが多様化するとされる見込みへの対応を計画

大阪府の動向

- 「地域権利擁護総合推進事業」として、電話相談・専門相談を実施。
- 「市民後見人」の養成を目的とした市民後見人養成講座を実施。
- 平成 31（2019）年 3 月に、担い手の育成及び府内市町村の地域連携ネットワークづくりの推進等について意見交換を行うための「大阪府成年後見制度利用促進研究会」を設置。
- 令和 2（2020）年に、成年後見制度の利用促進に関し、自治体等職員が地域における成年後見制度の利用が必要な人を発見し、必要な支援が行えるよう、具体的事例がわかる研修プログラム等を作成する事業を公募。
- 令和 3（2021）年度から、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」である後見活動を支援する法人後見支援事業を実施。